

自己の負うべき責任と〈能力の共同性〉

西 口 正 文*

The Responsibility to Be Taken by Oneself and *Communal Existence of Ability*

Masafumi NISHIGUCHI

構成

- 〔あ〕 立論のための前提
- 〔い〕 問題設定
- 〔う〕 平等処遇の正当性を吟味するための視座
 - ①平等の機会化 ②平等の様態化 ③平等の責任概念化
- 〔え〕 「運の平等主義」に向けての批判という問題構制
- 〔お〕 自己の負うべき責任への反省的な視座
 - (ω) 「自由意志論」と「決定論」の相剋と「両立可能性説」
 - (ψ) 平等主義的正義にとっての配慮の優先性
- 〔か〕 〈能力の共同性〉を擁護するための理路
- 〔き〕 結びに代えて

〔あ〕 立論のための前提

現代のシステム化された社会を構成する基本的な原理である「能力主義」もしくは「業績主義」¹⁾ に向けては、「能力主義批判」と呼ばれることの多い議論が試みられてきた。そうした議論のうちのいくつかは筆者が学ぶことを通して、筆者なりの試論を発表してもきた²⁾。それら試論における主張の中心は、自己所有権命題を肯定して受容することに依拠する能力の自己所有、これを権原たり得る権利と見做す思想として能力主義を捉えることに基づいてこそ、能力主義批判の理路を見出し展開することができる、というところにあった。能力主義批判へと向けて組み立てようとするこうした立論の先達として、ここではまずは竹内章郎・大庭健・立岩真也を挙げておこう。

また他方で、能力主義批判の理路を展開するにあたっての手がかりを狭くこの国の中で文献に限定せずに外国語文献にも探るならば、平等主義的正義のあり方を探究しようとする社会哲学的研究が——その成果が主として欧語で発表されてきた研究が——『正義論』*A Theory of Justice* に結実するジョン・ロールズによる研究の発表を嚆矢として、積み上げ

* 人間関係学部 人間関係学科

られてきている。いましがた挙げたこの国の先達達もそれらの研究成果を必要に応じて組み込むことによって、それぞれの議論を展開していると見てよいだろう。能力主義の問題化を促すという脈絡に取り込んで生かすことができると思われる、平等主義的正義に関する社会哲学的研究を領導してきた代表としてここでは、(ロールズのほかに)ロナルド・ドゥオーキン、リチャード・アーヌソン、アマルティア・セン³⁾、ジェラルド・コーエンの名を挙げておこう。しかし、平等主義的正義のあり方を探究しようとする学的営為の中には、能力主義に批判的に向き合い問題化するという方向と相容れない思惟の進め方が、無視し得ない勢力をもって存在するのを、我々は知ることができる。エリザベス・アンダーソンに代表される論者達は、平等論への接近に際して自己所有権(命題)や能力主義への問題化を欠いた視軸のもとに、先ほど列挙した論者達による論調を“運命の平等論”を唱えるものだと捉えて強く批判する論陣を張ってきた。

このように挙げてきた内外の研究者たちの研究成果は、それぞれにおいてきわめて深く重い問題感覚と含蓄に富む洞察を提示するという質のものであり、試論のかたちでのこれまでの筆者による発表が十分にそれら先行研究の成果を汲み取り活かすことができているとは、とうてい言えないこと、そのことを筆者は自覚している。それらの成果から筆者が学ぶべき事柄は多く残されている。とりわけ、竹内章郎によって逸早くその重要性が主張されてきたところの〈能力の共同性〉という能力把握の視座に対しては、その含蓄をさらに深く汲み取る必要性を感じている。その必要性感覚をもとにして本稿が特に取り組もうとするのは、次のような探索である。すなわち、能力主義を倫理的なることに敏感な視座から不当であるとして斥ける、という境位において志向される〈能力の共同性〉、これが果たして「自己の負うべき責任」という表現を以って立てられる問いに向けて——けっして等閑に付すことのできない重要な問いに向けて——、どのように解を示すことができるであろうか、そのことの探索である。そのような探索がこれまで明示的に為されてこなかったというわけではない。まさに当の竹内章郎による先駆的な探索を、我々は知ることができる〔竹内(2010):200ff.〕。この重要な先駆的探索に学びつつ、本稿では、竹内の立論に向けて投げかけられる可能性のある反論を想定し、その(反論の)論理をさらに乗り越えることのできる理路を探り出し明らかにすることに努めたい。

〔い〕 問題設定

この社会世界全般に見られる社会的風潮として、能力主義(もしくは業績主義)を問題化するという問題関心は稀にしか起こらない、といっても過言ではないだろう。ひととひとのかかわり合いのあり方に向けての当為的信念を吐露するという意味脈絡において、人道的な見地から能力主義は糾弾されねばならない、と主張する場面、これを想定できなくはない。そのような場面では、明識し得る理論的根拠に支えられるわけではない、その限りでは単純な信念が表出するわけである。とはいえ、ひとを処遇する際に依拠する原理はいかにあるべきか、を探るといふ場合のように、明識し得る理論的根拠に支えられる処遇原理について問い始めると、能力主義を問題化するための緒が掴み難くなる。むしろ合理的必然的に能力主義が選び取られるべきだ、ということに落ち着きそうに思われる。このようにして漠然とした想念の水準においては、この社会世界で能力主義は問題化され難い。

自己の負うべき責任と〈能力の共同性〉

ここで一歩だけ進めて考えてみよう。諸個人に対しては職業選択についての形式的で競争的な機会を“均等に”与えつつ、既存の社会的分業体系の中に諸個人を配置して諸個人にそれぞれの役割行為の遂行を促す（そのように各々の個人を処遇する）、という場面を考えてみよう。諸個人に対する処遇の原則は、「適材適所」という評語に表わされる原則に優越する原則を、見出し難い。つまり、適材適所は否定し難い原則であるだろう。この原則は能力主義の一部面を成している原則だと考えて、まちがいではない。ならば、能力主義はそれを問題化しようとする事自体が無理なことなのか？ 考え方のこのような進め方も、拙速と言わねばならない。能力主義の一部面を成すとはいえ、適材適所は能力主義の中心を成しているとするわけにはいかないからだ。各人それぞれの生にとって有利なこと——各人にとっての生き易さということ——が能力主義による処遇の相違によって深く大きく異なってくるのだという点、その点に能力主義の中心を見て取らねばならないのだ⁴⁾。

ところで、道徳上の正しさを追求しようとする思考にとって〈能力〉とは、殊のほか複雑性に満ちていて取り扱いにくい、がゆえにこそ魅力的な思考対象となる概念である。各人の個体身体から発揮される能力のありようには——とりわけ所与の社会世界で通用する価値尺度に照らしてのその優劣度合には——生得性が付き纏う。同時にしかも、結果として発揮される能力の形成過程において作用する各人の（一言にまとめて言うと）「努力」の度合に応じて、能力が向上したり劣化したりし得る。さらにまた複雑性を増すのが、その「努力」の仕方には各人にとっての幼少期の生育環境をはじめとして各人にとっては如何ともし難い（制御し難い）影響因子によって規定される部分が（努力の仕方度合のすべてではないにせよ、）確かにある。これらの複雑性を捨象して、根底的に言えば自己所有権（命題）に依拠して個体身体から発揮される能力の貢献度合に応じて、各人への処遇を決めるべきだ、とするのが能力主義である。すなわち、（それぞれの能力発揮の度合についての評価に焦点を合わせる場合に、）所与の社会で通用性を帯びた価値や効用に対する、個体身体から結果として発揮される能力の貢献度合、という評価尺度に準拠しつつ、社会的分業体系の中での役割行為の然るべき時点や場面で結果として発揮される能力度合を評価し、その評価に応じてそれぞれの行為者への差異ある処遇をなすべきだ、とするところの現に支配力を有している原則が、能力主義なのだ⁵⁾。

規範的な思考展開に生じる錯認過程を通じて〈能力〉がその身に帯びる複雑性を捨象する、ということが起こり、能力主義原則に到り着くわけである。そのことを避けるためには、能力形成をめぐる諸関係のありように注目し、それら諸関係の複雑性を帯びた結節として能力を捉え直すことが、必要となる。かねてより竹内章郎が主張してきた〈能力の共同性〉という概念の要諦はこの点にある、と考えてよいだろう。この概念のもつ重要性にもかかわらず、その表層だけをなぞって済ます場合には、能力発揮の度合について劣る者や恵まれない者に向けて、かかわりあう他者たちから、あるいはまた整備された環境のあり方から、そしてまた公的機関から、支援が為されて、その結果、個人単位としては能力発揮に劣る者や恵まれない者も、共同の能力発揮による基本的な次元での利益を平等化して享受できるようにすることだ、と見做される。このとき提起されることを予想できるのは、個体身体に即してみるなら能力発揮に劣る者や恵まれない者が不当に利益を得ることになるのではないかと、彼らにおいては自己の負うべき責任についての意識が欠けることに

なり自己責任が果たされなくなるのではないかと、という反論である。管見の限りでは、この反論に対する応答が能力主義批判を志向する議論の中でこれまで必ずしも明らかにされたわけではないと考えられる。この応答がいかにして理にかなった内容に組み立てられ得るかという点に焦点を合わせて、〈能力の共同性〉についての考察を深めることによって、いっそう確かな基盤に拠って立つ〈能力の共同性〉認識が獲得されることになるだろう。

関連して言及されるべきなのは、自己の負うべき責任について議論するためには、「自由意志論」と「決定論」との相剋をめぐる問いに立ち入る必要がある、ということだ。この問いへの明瞭な解が得られ難いという予感を抱きつつも、避けて通ることのできない試練として、踏み込んで考えて見たい。

〔う〕 平等処遇の正当性を吟味するための視座

この節では、能力主義の問題化を経て為されるべき平等処遇が正当であるかどうか、を吟味するための視座を、三つに絞って取り挙げ検討する。なお、取り挙げる三つの視座は、竹内章郎による研究成果に学びその重要性を確認するという意味を込めて、ここに導き入れる。

① 平等の機会化

ここで検討の対象にしようとするのは、一定の学齢に達した子どものすべてに義務教育を受ける機会を平等に保障するという場合の機会の保障のことでは——義務教育を受ける機会という一律な平等配分の客体を平等主体の多様性を考慮せずに形式的に画一的に提供することでは——ない。そうではなくて、平等配分の客体に帯びる特殊性と平等主体のありよう（その多様性）との双方に適合する、そのような平等配分のあり方を、（配分の）機会に照準して捉え直そうとすること、そのように方向を採った問題意識が、ここでの検討対象なのである。こうした問題意識の提唱者である竹内の議論〔竹内（2010）：120-143, 195-200〕をふまえて、さらに筆者の解釈を織り込んで、説明しよう。

竹内による「平等の機会化」についての説明は、次のように要約されている。

市民権的な他者などに妨害されない出発の場＝機会の平等（形式的機会平等A）、社会権的な経済的保障＝機会の平等（形式的機会平等B）、教育論的で福祉的な助力＝機会の平等（実質的機会平等C）、能力の共同性論に基づく能力自体＝機会の平等（実質的機会平等D）、これら四つの機会を、実質的機会平等Dを中心にまとめたのが平等の機会化なのである。〔竹内（2010）：196〕

「できるようにすること」を含む実質的機会平等Dを中心に、上記の四つの機会平等をまとめるところにこそ、平等主義が推奨する平等の機会化の意義の中核がある。〔同上〕

ここに言われている「実質的機会平等D」は、社会通念においてこれまで想定されてきた機会平等の中身とは、大きな隔たりをもっている。教育という営みの中で考えるとすれば、個体身体の発達保障という枠組みに囚われるかぎり、この実質的機会平等Dは視界に入っていない。実質的機会平等Cについては、教育を受け学習する権利を行使する主体である

ひとりひとりのこども・青年にとっての能力発達の必要に応じて、「教える-学ぶ」の相互行為をきめ細かに築き上げていこうとする取り組みとして、想定することができる⁶⁾。それに対比して実質的機會平等Dの志向するのは——それは取りも直さず、平等の機会化が志向するところでもあるわけだが——、個体身体の能力発達に繋ぎ止められた機会の平等化のための取り組みではなくて、次のような取り組みなのである。すなわち、ひとはその個体身体の能力発達様態について見るならば高度であつたりそうでなかつたりというようにさまざまであるという認識をふまえて、個体身体の能力発達様態にとっての必要に応じて、それぞれのひとの生き方や在り方の基本にとって理にかなって価値があり有益であるところの、能力発揮の様態を、(一時的にはなくて)継続的に享受できる機会の獲得を目標として、他者たちから、あるいは整備された環境のあり方から、そしてまた公的機関から、支援を得られるように保障する、そのような関係を築き上げようとする取り組みなのだ。

平等の機会化の志向することに関するここまでの叙述の限りでは、個人単位としては能力発揮に劣る者や恵まれない者に不当に有利な関係を作り出そうと意図されている、とする反論が沸き起るであろうと想定される。そうした反論に向けては、後続する議論展開の中で、特に本節の最終段落で、応答することになるだろう。

② 平等の様態化

ここで検討の対象にしようとする「平等の様態化」とは、平等配分の客体に帯びる特殊性と平等主体のありよう(その多様性)との双方に適合する、そのような平等配分のあり方を、(配分の)様態に照準して捉え直そうとすること、そのように方向を採った問題意識が、ここでの検討対象なのである。こうした問題意識の提唱者である竹内の議論[竹内(2010):209-215]をふまえて、さらに筆者の解釈を織り込んで、説明しよう。

竹内による「平等の様態化」についての説明は、次のように要約されている。

平等の様態化とは、最も抽象的には、個人の私的所有物としては個人ごとに異なる能力や選好・嗜好の充足を、それら個人ごとの差異(非同一性)にそくして平等にすることである。/……………障がいなどの様態(能力や選好など)に応じた真にふさわしい補填=平等化を、平等の様態化と呼ぶ。/こうして平等化される様態は、すでにたんなる個人の私的所有物ではない。今少し言えば、様態を平等にすることは、他者や環境が個々人の能力などの様態を補填することである。

[竹内(2010):210]

ここから知り得るように、平等の様態化が志向するのは、個体身体の所与の様態にとっての必要に応じて、当の個体身体を持つそれぞれのひとの生き方や在り方の基本にとって理にかなって価値があり有益であるところの(能力などの)様態を、(一時的にはなくて)継続的に享受できることを目標として、他者たちから、あるいは整備された環境のあり方から、そしてまた公的機関から、支援を得られるように保障する、そのような関係を築き上げようとする取り組みなのだ。

前項での叙述に対して想定された反論と同様に、平等の様態化の志向することに関するここまでの叙述の限りでは、個人単位としては能力発揮に劣る者や恵まれない者に不当に

有利な関係を作り出そうと意図されている、とする反論が沸き起こるであろうと想定される。そうした反論に向けての応答は、(平等の機会化に対する反論への応答と取り纏めるかたちで) 後続する議論展開の中で、特に本節の最終段落で、なされることになるだろう。

③ 平等の責任概念化

ここで検討の対象にしようとする「平等の責任概念化」とは、ひとそれぞれがその生き方・在り方の善さを求めていくに際して——それぞれの善き生を求めていくに際して——直面する困難や不利のうち、社会公共的な立場からの補償対象とすべき困難や不利と補償対象とすべきでない困難や不利との識別について、(それら困難や不利に直面する) 本人が責任を負うべき事柄との結びつき方によってその識別を行なおう、そのように方向を採った問題意識が、ここでの検討対象なのである。こうした問題意識の提唱者である竹内の議論〔竹内(2010):200-209〕をふまえて、さらに筆者の解釈を織り込んで、説明しよう。

竹内による「平等の責任概念化」についての説明は、次のように要約されている。

これは(——平等の責任概念化は《筆者による補註》)、近年「運-平等主義」とも言われているが、最も抽象的には、個人責任のない運で決まることはすべて、公的な配分機関による^(平)平等補償の対象とするが、自ら自由^(自)に選択した個人責任内のことは公的な平等保障をしない、という平等論である。

〔竹内(2010):200-201〕

ここから知り得るように、平等の責任概念化が指し示す規範意識とは、個人の負うべき責任のある事柄と個人の負うべき責任のない事柄とを識別すべきであり、その上で、負うべき責任のある事柄によってもたらされる困難や不利に対しては社会公共的な補償がなされるべきでなく、負うべき責任のない事柄によってもたらされる困難や不利に対しては社会公共的な補償がなされるべきである、という中身のものである。これは道徳性に照準した議論の構制としてみるならば、明瞭で力強い論理に支えられている。本稿の問題関心の中心に直結する構制でもあり、ふまえるにあたいする。上に引用した竹内の記述の中では、「個人責任のない運で決まること」と「自ら自由^(自)に選択した個人責任内のこと」との識別というかたちで表わされる事柄を、社会公共的な補償の対象たりうるかどうかについての基準とする、という考え方が示されている。

ところで、このような識別はつねに実践できることなのだろうか? 立ち入って考えると、「運」と名指されることはことごとく「個人責任のない」ことと捉え済ますわけにはいかないことに気づく。運にまかせるという選択を自ら意図的行なった結果、(運に任せようと選択した時点で既にその危険性を予知し得たところの) 甚大な困難や不利をもたらすことをも、ひとは時として行なう⁷⁾。また、選択前提の与えられ方によって既に選択圧力がかけられてあるという状況下での選択を念頭におけば、個人の「選択」行為がことごとく「個人責任内のこと」と捉え済ますわけにはいかない。ここで生じた疑念はさらに根底に遡って考えると、ひとの〈自由意志〉の存在可能性と事象の生起に関する因果的必然性を重視する〈決定論〉との関係についての難問に、辿り着く。この難問に関しては(この難問を解明し尽くすことはできないにせよ、) 本稿の次次節(〔お〕節)において、「〔い〕

問題設定」で述べたことと切り結ぶ考察を試みる予定である。

ここで、前項②と前前項①で差し出した反論への応答を、取り纏めるかたちでしておこう。本稿においてもその意義を重く受け留めようとする「平等の機会化」および「平等の様態化」がその基底に据える問題意識のもとでは、個人単位としては能力発揮に劣る者や恵まれない者に不当に有利な関係を作り出そうと意図されている、というのが件の反論であった。この反論に向けて、「平等の責任概念化」という（竹内を通じて引き取った）議論の構制をふまえようとする我々としてはいまや、次のように応答することができる。個人単位としての能力発揮における（個人間比較としての）相対的劣位や恵まれなさが、そのすべてではないにせよかなりの部面において、個人の責任の及ばないところで決められるということ、この認識をふまえなければいけないであろう。まさにこの「個人の責任の及ばないところ」に起因する不利に対してのみ、社会公共的立場から補償することは、道徳上正当と捉え得ることになる。

〔え〕「運の平等主義」に向けての批判という問題構制

ひとの処遇についての平等/不平等を問うに際しては、さらに進めて、*平等な処遇/不平等な処遇*の正当性を問うに際しては、他の観点によってではなく道徳的に正当化し得るか否かという観点によってこそ、反省的な思考が深められる必要がある。平等主義的正義の理論を鍛えるためには、あるいは（別様に言えば）、能力主義を批判的に乗り越えて〈能力の共同性〉を主張する理論を鍛えるためには、道徳的正当性という観点による反省的吟味・検討を深める必要があるのだ。このときしかし、反省的思考が依拠すべき観点としては道徳的正当性にもっぱら依拠して他の観点をすべて等閑視することがよいのかどうか？

この問いに対しては安易に“然り”と答えるわけにはいかないだろう。それは、人・社会の存続とか社会構成体の再生産とかいう観点をおろそかにすることができないところからも、了解されることである。とはいえ、本稿が主題として問い迫ろうとする事柄に関しては、なによりも道徳的正当性観点からの思考が主導すべきなのであること、これもまた了解されることだろう。

上記の了解をふまえてこの節では、能力主義が正当化できるのかを問おうとするという本稿の初発の問題意識およびそこから展開される思考の内容に対して起こり得る誤認の主要なかたちを取り挙げ、それが誤認である所以を説明する。起こり得る誤認の主要なかたちとしてここで取り挙げるのは、平等主義的正義のあり方をめぐる論争の舞台に登場し影響力を持つことにもなったところの、「運の平等主義」批判として指し示すことのできる理論的主張である。エリザベス・アンダーソンがこの主張の主たる担い手である。アンダーソンは、本稿での立論がその基礎に据えてもいるところの、ロナルド・ドゥオーキンやリチャード・アーヌソンやジェラルド・コーエンらの問題意識や思考内容を「運の平等主義」として一括し、それを批判する主張を提起している [Anderson (1999)]。以下ではこの主張の要点を取り出してみよう。

②「悪しき選択による不運の犠牲」に関する批判

アンダーソンの取り出す事例は、「運の平等主義」による正義がその視野に納めていな

いいわば限界的な事例である。特に「悪しき選択による不運の犠牲」となる場合としてたとえば、あるひとが後にもたらされる（自らの生にとっての）困難や不利という危険を考慮しないで保険に加入せずに自動車運転事故を起こして重大な損害を被ることになった事態のような、悪しき選択を行なった場合を、アンダーソンは重要視して取り出し、その場合には、謂う所の「運の平等」主義の論理に従うと補償の対象とはならないであろうこと、それが看過できない犠牲者を生み出すことになる、とする [op. cit. 301-302]。また別に取り出されるのは、後にもたらされるおそれのある困難や不利に備えるためには社会保険への加入が選択されるべきだと、いわばパターンナリストティックに説諭され、「運の平等主義」の論理に従って強制的に加入させられるような場合には、加入させられる個人の自由が（実質において）制限されているとして、自由のそのような制限を充分に正当化する説明が欠けている点は問題視されるべきだ、とする [op. cit. 302]。

このような批判は、平等主義的正義を志向する議論を深化させようとする企図にとって基本的次元での大切さをもつ内容だと考えられるだろうか。「運の平等主義」はその構想の基本的次元で、社会世界の現相において本人にとっては制御できない不利に留目し、その不利に対する補償がなされるべきだというように規範的思考の向きを採ろうとする。そうした規範的思考を実践に移すための基準が細部にわたって既に完成されてあるわけではない。本人にとって制御できる事柄と制御できない事柄との識別についても、それを容易に行なえることではなく実践上の難しい課題が伴う。その課題に取り組むことの難しさを対象化し克服するために、「運の平等主義」の構想が鍛えられる必要があるといえる。この点をふまえると、「運の平等主義」を批判しようとしてアンダーソンが取り出している（前段落で記した）限界的な事例は、「運の平等主義」による正義の構想にとっての弱点を狭い視野と問題意識に立って挙げていると見ることはできても、基本的次元での批判と捉えることはできないと思われる。

⑤ 「悪しき自然による不運の犠牲」に関する批判

前項で言及したのとはほぼ同様の視点からアンダーソンは、かえって「運の平等主義」の下でいっそう深刻なかたちで「悪しき自然による不運」が犠牲をもたらすことになる、と述べている。その述べ方は次のような論脈に、はっきりした輪郭を以って現われている。まずひとつめに、自然による不運や幸運を一義的で画一的に決めがちになっている「運の平等主義」の特質に対する批判として、ひとの善き生にとって自然による運/不運がどのように作用するかについては柔軟で多様に捉える必要がある、とする論脈 [op. cit. 303-304] に視線を向けてみよう。たとえば一般的な美醜に関する見方からは醜い容貌をもって生まれた者たちは、彼らに向けての社会的な補償措置として、求職活動の場面では美しさに恵まれた者たちよりも優先権をもって（有利に）希望する職を得ることができるようにすることが、「運の平等主義」からは肯定されることになるが、そんなことは正当と言えるのだろうか（正当でないはずだ）、という論脈が見出される。ふたつめには、悪しき自然による不運に見舞われた者がその不運に向けての公共的補償を獲得するためには、その者たちが他の者たちと比べて（ひとの持つ能力の面で）劣っていることを表明しなければならなくなり、そのことは公的補償という支援のためにその者たちが卑屈に振る舞うように（その者たちを）変えていくことになる、とする論脈 [op. cit. 304-305] が見出され

る⁸⁾。

前段落で言及したひとつめの論脈に関しては、ひとの善き生にとって自然による運/不運がどのように作用するか、という問いに向けては、理に適って客観性を帯びた判断が求められるとする〔コーエン1989：917ff.〕のが「運の平等主義」の特質の一つだということが押さえられるべきだろう。この点が押さえられないと、この論脈のように、自然による運/不運が各人の主観的な効用や福利に対してどのように作用するかはさまざまであるにもかかわらず、自然による不運に曝されていると見做された者だけが不当に有利で他の者が不当に不利になってしまう、とする誤認が生じてしまうのだ。ふたつめの論脈に関しては、さらに増幅された誤認が表わされている。というのは、悪しき自然による不運とはそれに曝された者が公共的な補償を得る場面で、自らの不利を被っている面や劣っている面について負の刻印を免れないかたちで表明することを強いる性格のものだと断定され、それゆえそこでは恥辱を経験するのが避けられない性格のものだと断定されもしているからである。

「悪しき自然による不運」という概念はひとそれぞれの人格と結びつく負の価値を指し示すのではなくて、まさに偶有性においてひとの身体に付着する不利を指し示すのである。しかるに、この基本的認識を欠くならば、こうした誤認が生じることになるだろう。

⊗「民主主義的平等」という主張

「運の平等主義」を批判する見解の要点を、前項と前前項で見た。こうした批判の視線と関連させてアンダーソンが平等主義的正義の望ましい方向として積極的に提起するのが、「民主主義的平等」と名指される平等構想である。アンダーソン流の批判の視線が基本的なところで、「運の平等主義」への誤認に拠っていたのであるから、その視線と関連づけて積極的に打ち出されてくる民主主義的平等が平等主義的正義の理論的深化にとって重要な意味をもたらすのを、我々としては期待し難い。とはいえ、なんらかの示唆が得られる可能性もあるから、その主張の含意を確認しておこう。

民主主義的平等なる概念の特質は、第一に、社会的につくり出された圧制を撤廃することを目標とするところに、ある。ここで圧制として念頭に置かれている主な対象は、人種差別や性差別などである。この概念の特質の第二は、社会的関係として平等を見て取ろうとすることである。つまり、人間関係自体を平等化することを目標とするのである。特質の第三は、各人に対して持つべき平等な認識という要求を各人への平等な分配という要求と統合するべき必要性に敏感であるところに、ある。つまり、財の平等なる分配がそれ自体で自足する価値を持つわけではなく、財の平等分配を媒介にしてすべてのひとに対する尊敬の念を表明することに価値がある、ということだ。こうした諸特質を備える民主主義的平等概念が規範的にまちがった内容のことを述べているわけではない。問うべきなのは、不平等と不正義に向けてこの概念の発揮する解像力だ。

いま述べた解像力を問うてみるために、平等処遇の正当性を吟味するために前節で取り挙げて検討したところの、平等の機会化・平等の様態化・平等の責任概念化という視座のことを、ここで想起しよう。こうした視座が民主主義的平等概念を以って生かされ得るのかと問うと、否と答えなければならないだろう。というのは、たとえば「平等の機会化」という視座から民主主義的平等を対象化すると、形式的機会平等Bの水準に留まってしま

う性格のものであるからだ。また、本稿の主題に照らしてみるならば、民主主義的平等の概念内包を以ってでは、「非選択的で非情な運（もしくは、自然による不運）」によってこそ被る不利にいかにして対処するべきか、という能力主義の問題化へと考察を進めるにあたって核心をなす論点に——平等の様態化や平等の責任概念化という視座が生かされることによってようやく可視化される論点に——、問い迫ることができないからだ。

【お】自己の負うべき責任への反省的な視座

（ω）「自由意志論」と「決定論」の相剋と「両立可能性説」

《「運の平等論」という呼称の適切さと偏倚》

ひとりひとりのひとにとっては如何ともしがたい制約によって、ひとそれぞれの生が枠づけられたり限定されたり方向づけられたりする。このような事態の中に我々の生の日常が置かれているということ、認めざるを得ないだろう。ここにいう「如何ともしがたい制約」のことを〈運〉と名指すとしよう。この〈運〉に向けての問題意識をひとつの駆動力として展開されてきた平等主義的正義の議論を——ロナルド・ドゥオーキンやリチャード・アーヌソンやジェラルド・コーエンらによって代表される議論を——概括して、エリザベス・アンダーソンは「運の平等主義」と呼んだのであった。この呼称は件の議論の要点を衝いている。

ただ、この〈運〉をどのように対象化し取り扱うかという点に立ち入って考えるならば、平等主義的正義の議論の中では「選択的運」と「非選択的（自然の）運」というふうに識別されるそれぞれによって平等処遇のあり方が異なるかたちで考えられたように、単純に画一的なやり方で取り扱うわけにはいかないことに気づく。このような思考脈絡において我々は、前節で瞥見したアンダーソン流の批判に現われる誤認や錯認について、あらためてここでその形成機序を把握し直しておこう。「運の平等主義」に依拠して悪しき非選択的（自然の）不運に見舞われた者たちに向けて社会公共的な補償措置を講じることが、当の補償対象者への恥辱的な烙印を押すことになる、それは必然だ。そのように件の批判は言う。この中に流れる論理とは、知的な能力や身体能力における不運（悲運）がそれら能力を持ち合わせるひとの人格的価値に負の評価を与えることになる、というものだ。すなわち、人格の上での価値が能力と不可分に結びつく、それを、すなわちあからさまな能力主義を、当然視する、という（自覚的ではなくて自明視された）論理だ。そしてこの論理が、アンダーソン流の批判に現われる誤認や錯認の形成機序なのである。してみれば、「運の平等主義」という呼称にはそれなりの適切さとともに偏倚が——能力の私的所有を自明視するという偏倚が——根深く巣くっていたことがわかる。

《平等と個人の責任との関係》

能力の私的所有を自明視して能力主義を当然視する、という論理を、ここで自覚的に対象化しよう。生得的に能力に恵まれなかった者への処遇を例に採ると明らかのように、当人に制御し得ない能力のありようによってそのひとの生が（善き生の実現にとって）不利になるのは、道徳上許容されない。つまり簡潔に言い表わすならば、当人の責任を負えないことによってその生が不利にならぬように、社会公共の見地から補償しよう、というの

が、正義を自覚的に志向する平等の考え方だ。この最も基本となるべき正義と平等の考え方からの偏倚として、「運の平等主義」批判を定位できるだろう。

ところで、平等と個人の責任との関係を本格的に問おうとすると、解き明かすことの困難な問題に突き当たる。「自由意志」と「因果的必然性」との関係に関する問題である。あるひとの行為をめぐって関連する諸事象をその因果的必然性の存在と機能に重きを置いて捉えようとする場合には、そのひとの行為の責任を問うことができなくなる。すべての事象について本人が制御できないがゆえに責任を負うこともできなくなるからだ。次に、ひとの意志の生成や作用という次元に視線を向けてみよう。意志の生成や作用をことごとく、神経生理学的に因果性を突き止めることのできる刺激の連鎖に（いわば物理化学的な因果的必然性による現象に）還元して捉え尽くせる、と想定するならば、その場合にも、ひとの行為の選び取りをもたらし意志に責任を問い得なくなる。こうした想定が果たして妥当なのだろうか、と問ってみよう。ひとはたとえば、極限的悪状況の中での利他的行為を選び取ることや、物質的にも精神的にも恵まれ安定した生活を擲って社会変革のための革命に決起したりすることがあるが、その際に生成し作用する意志を、上記の想定の内側で説明することには無理を来すであろう。

まったく自由意志の存在を確証することはできないにしても、限定性を帯びた環境の中で間柄的に存在するひとは相互行為の当事者として、意志の自由を生み起こし作用させることがある、という見込みが立つ。とりわけ生き方や在り方にかかわる道徳上の義務観念や正義感覚にいささかなりとも目覚めたひとには、然るべき意味脈絡で自由意志が生成し作用する、と見てよいであろう。こうした論脈で参照するに値するのが、「自由意志論」と「決定論」との「両立可能性説」と呼ばれる説だ。それは、因果的必然性に依拠する決定論の効力を発揮する部面の存在を認めつつも、同時に、道徳性を帯びた相互行為の実践当事者に見出されるところの、道徳上の価値を意図的に選び取ろうとする意志の自由、これの生成と作用を等閑に付すことはできない、とする説である〔Strawson (1962)〕。正義の在り処や道徳上の価値の在り処に関心を向けようとする本稿にとって、両立可能性説は理論的な拠り所のひとつになるはずである。両立可能性説に拠るならば、行為の選び取りをもたらししたところの、意志の生成と作用、それが負うべき責任を、反省的に見出すことができるようになる。そうした反省的な視軸には逆向くかたちで出来るのが、次のような論脈である。すなわち、ひとの身体を持つ恵まれぬ能力に——ひとの意志によって制御できない様態に——切り離し難く対応してそのひとの人格への恥辱の念が不可避のものとして喚起される、という論脈。アンダーソン流の「運の平等主義」批判に現われるこの論脈は、恵まれぬ能力に随伴する不利に応じた補償措置およびその評価という道徳上の相互行為の場面でも、因果的必然性に依拠した決定論によって意識が展開されるほかないとする判断に、支えられている。この判断は、能力の私的所有を当然視する視座に辿り着くことになったわけだ。

（ψ）平等主義的正義にとっての配慮の優先性

「運の平等主義」批判の中には、悪しき非選択的（自然の）不運に見舞われた者たち（だけ）が特別に手厚い社会公共的補償の対象とされることに、非難のまなざしが向けられていた。その批判の論調は、その種の補償が人間関係の不平等化をもたらしことになる、と

いうものであった。屈折した社会の表層的現相としてはそのように見做せるところがあったかもしれない。しかしこの論調は、その基層をなす意味脈絡に注視すると、偏向した見地から作為的に表明されたものと推測される。より基本的な見地からは、その種の補償によってこそ人間関係の平等化のための条件が整えられることになるからだ。その点について、リチャード・アーヌソンによる所論 [Arneson (2000)] を手がかりにして、いま少し説明を展開しよう。

アーヌソンは、デレク・パーフィットらによる平等と優先性 priority との関連のあり方に関する議論⁹⁾ をふまえて、市民すべてを対象にしてそれぞれの善き生の実現に資するための資源（や機会）の分配を行なうことよりも、自らの力によってでは制御し得ない事柄のゆえに——そのひと自身が責任を負うべき度合の無い事柄もしくは小さい事柄のゆえに——社会的に不利で弱い立場に置かれているひとに向けて¹⁰⁾ 資源（や機会）の補償的分配を行なうことの方が、社会正義に適った平等志向のあり方を実現することができる、と論じている [Arneson (2000) : 342-347]。この様な趣旨の所論にアーヌソンは自ら「責任対応型優先主義」responsibility-catering prioritarianism と呼称を与えている。本稿の問題関心にとっては、アンダーソン流の「運の平等主義」批判に向けて根底から反批判しその乗り越えを図る議論として、アーヌソンによるこの所論から学び得る。特に「責任対応型優先主義」に拠って立つ平等主義的正義の志向は——社会正義の基礎に据えられて然るべき、自己の負うべき責任への反省的視座、これをまっとうに生かすことと緊密に関連する平等主義の志向は——、能力主義の問題化を深めて〈能力の共同性〉を主張するにあたって重要な礎石のひとつとなるであろうと思われる。

〔か〕〈能力の共同性〉を擁護するための理路

ひとまず既存の社会的分業体系の中での役立ち度合という尺度に照らしてみる場合に、各人の身体を持つ能力はさまざまに優れていたり劣っていたりすると評価されることになる。さまざまな能力は各人の誕生および生存という時間経過の中で形成されるといえるが、その能力形成過程で作用する重要な要素として特に生得能力のありようと幼少期の生育環境のありようを挙げることができる。この二つが重要な要素のすべてであるわけではないにせよ、注目に値する要素として挙げられてよいだろう。能力形成過程での作用の仕方を当人が制御する余地を有するかどうか、という観点から二つの要素を対象化すると、この二つはいずれも明らかに当人にとって制御できない事柄である。この基本的な認識をふまえて各人の（発揮する）能力に応じた処遇のあり方を規範的に問う、という場面を取り挙げることにしよう。前節前半部での考察を通して獲得した、「自由意志論」と因果的必然性に依拠した「決定論」との「両立可能性説」が軽視され難い妥当性をもつという認識は、この場面で生かされねばならない。一方で当人にとって意志を形成し作用させる自由の余地がある事柄については、それに応じた責任を負うべきことになるが、他方で当人にとって自由意志を形成し作用させる余地のない事柄については、当人の負うべき責任が無い。それゆえに、先ほど挙げた二つの要素それぞれが作用した——生得能力のありようまたは幼少期の生育環境のありようが作用した——所産としての能力のありようについては（そのような特定の部面については）、当人の責任が無い。これは、ここで確認しておきたい

大切な認識である。

翻って、「能力主義」の名においてひとを処遇する際には、しかもその処遇を正当化する際には、いま展開した議論に対する敏感さを甚だしく欠いている。当人の負うべき責任のない能力のありようによって不利に処遇されたり有利に処遇されたりすることが起こることになり、しかもそれが正当化されもする。こうした事態が、本稿のここまでの行論をふまえるならば、社会正義に悖る事態だということ、それは既に明らかである。こうした事態を端的に斥けて社会正義を自覚的に志向する平等論たりうるための必要条件として、前節後半部で（アヌソンの所論に依拠して）説明した「責任対応型優先主義」が把握され充足されねばならない。つまり、当人の負うべき責任のない、能力に応じた処遇上の不利なる状況——能力に恵まれないことによって被る不利なる状況——に置かれたひとに向けて、優先的に社会公共的な立場からの補償措置を、正義観念に駆動されて積極的に講じるべきこと。このことが〈能力の共同性〉を擁護するための理路にほかならない。

敷衍しよう。能力を個人の私的所有物として捉えることは決定的に誤っている。所有についての原理上の権原を自己所有権に求めることが断じて正当化できない、という点をふまえると、能力と所有とを規範的に正当化できるように結びつける方法としては、〈能力の共同性〉という概念を以って結びつける方法のほかには考えようがないわけである。換言すれば、現象形態としてはひとそれぞれの身体を持つ能力、というふうに見えるわけだが、この能力を活用・発揮してもたらされる福利を享受するに際しては、共同化と平等化という方向が基本的に正当化される、ということにほかならない。〈能力の共同性〉を擁護するための理路については、この節でのここまでの議論によってほぼ説明し終えた。

ここで、〈能力の共同性〉と関連する限りでの平等の責任概念化について、補足しておこう。自己所有権→私的所有→能力主義という展開は斥けられねばならないにしても、自己の負うべき責任とかかわって道徳上正当化される、所有（能力の活用・発揮によってもたらされる福利の享受という意味での所有）と能力とのかかわらせ方としては、次の場合を対象化する必要がある。すなわち、(i) 福利の享受とは逆行する能力の発揮がなされ、その能力発揮について当人の負うべき責任があると判断される場合。(ii) 能力の活用・発揮にとって困難な状況にあるのではなく、意図的に他者からの便益の受け取りと自らの怠惰な生き方を採り続け、その生き方に当人の負うべき責任があると判断される場合。平等の責任概念化に基づいて考えると、これら二つの場合にはいずれも、(その具象的な現われの相における措置のあり方や措置の担い手などについて、ここでは触れられないが)客観的妥当性を備えた基準に照らしての慎重な判断に基づいて、当人に対する負の制裁がなされるべきであるだろう。負の制裁の帯びる意味合いは、(i)と(ii)では差異を持つことになる。

〔き〕 結びに代えて

筆者による以前の論稿では、道徳上の正当化を、また社会正義の構想としての正当化を、ノージック流の自己所有権命題が為し得ないことの確認に収斂するかたちをとって、ひとの処遇原則としての能力主義を拒斥すべきことを示してきた。本稿では、これまでの拙稿で議論の対象に収めていなかったところの、自由意志論と決定論との両立可能性説に

配視し、また、自己の負うべき責任と平等化との関係、さらにその系と見ることのできる責任対応型優先主義、これらの重要性についての把握を議論の射程に収めることによって、〈能力の共同性〉に正面から向き合い、〈能力の共同性〉を擁護すべき理路を明らかにしようとした。

残された課題は多いが、ここでは特に次のことを挙げておこう。ひとつは、道徳上の正当性や社会正義構想としての正当性という思考を反映している責任対応型優先主義が社会世界の具象的現相においていかにして遂行され得るか、その客観的妥当性を帯びた基準を明らかにすること。もうひとつは、社会的再生産に纏わる他の価値理念や行為原則と〈能力の共同性〉との関係をいかに捉えるべきか、これを解明すること。これらの重い課題に向き合わねばならない。

注

- 1) おおまかには類似したものとして、ここに謂う「能力主義」と「業績主義」を取り挙げている。双方の相違について敢えて示すとすれば、対象となる個人がある特定時点までに産出した成果に基づいて処遇を決めようとする思想を「業績主義」と名指すのに対して、産出した成果のみならず将来にもたらしうる成果の見込みをも含めて、対象となる個人の処遇を決めようとする思想を「能力主義」と名指す。
- 2) 次の拙稿を参照されたい。[西口(2005)], [西口(2007)]。
- 3) ここでの論脈に沿ってすぐ後に言及することになるエリザベス・アンダーソンによる所論においては、センはアンダーソンの批判対象となるドゥオーキンやアーンソンやコーエンらとは相違して、アンダーソンの唱える「民主的平等論」の側にある、と見立てられようとしている。しかしその見立ては、センによる潜在能力アプローチを、就中、その能力をめぐる平等化思想を、矮小化して解した議論企図に留まっている。特に、協働システムでの生産的貢献(度数)を自明の価値前提とするアンダーソン流「民主的平等論」と基本的潜在能力の平等化という志向とは、同質のものとするわけにはいかないであろう。
- 4) (あらためて言うまでもないことかもしれないが、) この論脈は筆者のオリジナルな知見を述べているわけではなくて、主として立岩真也による能力主義の問題化についての議論[立岩(1997)第8章]を学ぶことを通して、私なりの解釈を示している、という論脈である。
- 5) 「能力主義」の定義について、および規範的処遇原則として能力主義を正当化し得ない理由について、本稿であらためて説明することはしない。これらの点については、次の拙稿を参照されたい。[西口(2006)], [西口(2009)]。
- 6) 念のため、形式的機会平等Aと形式的機会平等Bがそれぞれどのような内容かについて、補っておこう。形式的機会平等Aとは「いかなる個人でも平等主体として扱い、……他者・諸環境からの妨害を排除し、時には経済状態がどうであれ、社会的な場への参加を保障する」という意味での機会平等である。形式的機会平等Bとは「機会概念に経済的条件なども含めて捉え、誰もが社会的営為に参加可能になるまで諸条件を客観的に充足する」という意味での機会平等である [竹内(2010): 131, 132]。
- 7) 「運」についてロナルド・ドゥオーキンは、さらにドゥオーキンに依拠しつつG. A. コーエンは、「選択的運(もしくは、選択による不運)」option luckと「非選択的で非情な運(もしくは、自然による不運)」brute luckに分けて捉えることの必要性を述べている [ロナルド・ドゥオーキン2000→2002: 104-109, Cohen, G. A. (1989): 921-924] が、そのことは本文でのこの意

自己の負うべき責任と〈能力の共同性〉

味脈絡にとって示唆に富む。「選択的運」には個人責任が及ぶが、「非選択的で非情な運」には個人責任が及ばない、と解し得よう。

- 8) こうした論脈でアンダーソンは、自然による不運に見舞われた者に向けて補償措置を講じる役割を果たす機関として想定された「国家平等委員会」によって、次のような内容を記した書簡が郵便で補償の対象者に届けられることになるだろう、と述べている。「運の平等主義」に対するアンダーソンの捉え方を示す興味深い内容なので、ここに挙げておこう。

「障害者たちへ：あなたたちの欠陥を伴った生得的付与、あるいは、あなたたちのいまも継続している障害は、残念なことに、健全な者たちの生に比べてあなたたちの生を、価値を感じて生きていく度合についてより劣った状態にさせています。この不運に向けて補償するために、われわれ有能さに恵まれた者たちは、あなたたちの生をあなたたちが価値を感じて生きていけるようにするに充分できるように、他のひとたちの生に比べて引けをとるわけではないと思えるに充分できるように、あなた方に特別に追加する資源を提供します。」(Anderson (1999) : 305)

- 9) デレク・パーフィットにおいては、この関連が次のように論じられていた。すなわち、社会的に見て不利で弱い立場にある者に向けた補償的分配を重点的に行なうことによってこそ、社会正義に合った平等志向のあり方を実現することができる、というように。[Derek Parfit (1995)] を参照。
- 10) 社会的に不利で弱い立場に置かれているかどうかについての判断は、生にとっての基本的な好都合の実質的な実現機会の幅を測定する客観的指標に照らして、なされることになる。

文 献

- Anderson, Elizabeth S. (1999) What Is the Point of Equality?, *Ethics*, 109
- Arneson, Richard J. (2000) Luck Egalitarianism and Prioritarianism, *Ethics*, 110
- Cohen, Gerald Allan (1989) On the Currency of Egalitarian Justice, *Ethics*, 99
- Parfit, Derek (1995) Equality or Priority?, *The Lindley Lecture* (Department of Philosophy, University of Kansas)
- Strawson, Peter F. (1962) Freedom and Resentment, *Proceedings of the British Academy*, 48
- ピーター・フレデリック・ストローソン (法野谷俊哉訳) (2010) 「自由と怒り」(門脇俊介・野矢茂樹編『自由と行為の哲学』春秋社)
- 西口正文 (2005) 「教育的理性と反省性」(『教育の臨界』刊行委員会編『教育の臨界—教育的理性批判』情況出版)
- 西口正文 (2006) 「不平等再生産と教育をめぐる問題構制」(『人間関係学研究』第4号)
- 西口正文 (2007) 「〈能力をめぐる正義〉に関する社会哲学的探究」(『椋山女学園大学研究論集』第38号社会科学篇)
- 西口正文 (2009) 「能力主義批判の理路としてのロールズ『正義論』」(『人間関係学研究』第7号)
- 大庭健 (2004) 『所有という神話』岩波書店
- ロナルド・ドゥウォーキン (小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳) (2002) 『平等とは何か』木鐸社 (← Dworkin, Ronald (2000) *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard U. P.)
- 竹内章郎 (1993) 『「弱者」の哲学』大月書店
- 竹内章郎 (2010) 『平等の哲学』大月書店
- 立岩真也 (1997) 『私的所有論』勁草書房